

遺伝毒性評価ワーキンググループの目的及び検討内容

1 目的

職場で使用される化学物質の発がん性評価の加速化のために、平成25年度から、リスク評価検討会有害性評価小検討会の検討結果に沿って、発がん性物質のスクリーニング及び新たな発がん性試験方法の導入を行うこととしている。

これらの推進に当たっては、スクリーニングに当たっての遺伝毒性（変異原性）の評価基準の決定、個別物質の評価、試験実施の優先順位の決定等を行う必要がある。

このため、これらの事項のうち、専門家による判断が必要なものの検討を行うため、有害性評価小検討会の下に「遺伝毒性評価ワーキンググループ」を設置することとする。

2 検討内容

(1) 遺伝毒性の評価基準の決定

① 細菌復帰突然変異試験、in vitro 染色体異常試験等の結果の評価基準の決定

「陽性」又は「陰性」、及び陽性の場合の「強い」又は「弱い」の判断基準を決定する。

② 複数の試験結果が存在する場合の評価基準の決定

複数の種類の試験結果が存在する場合、及び同一の種類の試験で複数の試験結果がある場合の評価基準を決定する。

③ 構造活性相関による遺伝毒性の評価基準の決定

(2) 個別物質の遺伝毒性の評価

上記(1)の評価基準による評価結果の確認、及び個別判断が必要な物質の評価

(3) 細菌復帰突然変異試験等の対象物質の優先順位の決定

既存の試験結果、又は構造活性相関により遺伝毒性があると判断されるが、その強さについて判断できない物質については、細菌復帰突然変異試験等を実施することとしているが、その対象物質の優先順位を決定する。

既存の試験結果や構造活性相関から遺伝毒性の強い可能性が高いと推定される物質、物質の性状（蒸気圧等）から労働者のばく露の可能性が大きいと推定される物質、製造・輸入量の多い物質等を優先することを想定

(4) その他

上記(1)～(3)以外で、発がん性物質のスクリーニングに当たって、遺伝毒性に関する専門家の判断が必要なことが生じた場合に検討を行う。